

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
長期欠席の調査方法について

- **欠席理由の区分として「新型コロナウイルスの感染回避」欄を追加。**
- 従来、年度間に30日以上欠席した児童生徒を長期欠席としていたが、令和2年度は「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、**年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を長期欠席として調査。**

学年	小学校							合計	
	病気	経済的理由	不登校（A）				新型コロナウイルスの感染回避 （新規）		その他
			(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	(A)のうち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者			
1年								0	
2年								0	
3年								0	

- 長期欠席理由の選択については、指導要録上「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかにかかわらず、**登校しなかった理由によって学校が選択。**
- 理由が2つ以上あるときは、**主な理由を一つ選択。**

<長期欠席の理由の定義>

- ① 「**病気**」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- ② 「**経済的理由**」：家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
- ③ 「**不登校**」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）
- ④ 「**新型コロナウイルスの感染回避**」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者
- ⑤ 「**その他**」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者（以下「その他」の具体例）
 - ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - ・ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者